



2023年6月5日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ  
代表者名 取締役社長 CEO 岡田 直樹  
(コード:5803 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 浜砂 徹  
(TEL. 03-5606-1112)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2023年6月29日開催予定の第175期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- ① 当社の定款第19条では、株主総会における議決権の不統一行使にかかる事前通知の方法について書面によるものと定めているところ、これに電磁的方法を加えるものです。
- ② 会社法第426条第1項では、取締役がその職務の遂行において会社に損害を与えた場合であっても、その職務にあたって善意かつ重大な過失がないなどの所定の要件を満たすときは、当該取締役の負うべき責任について、取締役会の決議により法令の定める額(\*)を超える部分を免除することができる旨が定められています。  
新たに「持続的成長フェーズ」に踏み出した当社の業務執行取締役が、委縮することなくその期待される役割を十分に発揮して、迅速かつ積極果敢に事業運営を行えるよう、変更案第31条第1項の規定を新設するものです。  
(\*) 会社法では、代表取締役については概ね報酬年額の6年分、その他の業務執行取締役は同4年分と定められています。
- ③ 当社では、有用かつ多様な人財を確保することを可能としつつ、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的として、社外取締役との間で会社法第427条に基づく責任限定契約を締結することができることとしています。この責任限定契約の締結対象を、社外取締役に限らず業務執行を行わない取締役に拡大するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第19条（議決権の不統一行使の通知方法）            他人のために株式を有する株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとする場合は、当該株主は、株主総会の日の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を当会社に<u>書面</u>にて通知しなければならない。</p>	<p>第19条（議決権の不統一行使の通知方法）            他人のために株式を有する株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとする場合は、当該株主は、株主総会の日の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を当会社に<u>書面又は電磁的方法により</u>通知しなければならない。</p>
<p>第31条（取締役の責任免除）            （新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第31条（取締役の責任免除）  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

株主総会開催日 2023年6月29日（予定）  
 効力発生日 2023年6月29日（予定）

以上